

買戻特約登記の抹消手続について（司法書士へ委任する場合）

所有者から司法書士へ「買戻特約登記抹消手続」を依頼する場合に必要な書類について、下記のとおりご案内します。

ご提出いただく書類

1 全部事項証明書（登記簿謄本）

※3ヶ月以内に取得したもの（コピー可）。

インターネットで取得したものは不可

2 登記原因証明情報（作成例を参考にしてください）

※登記済みの相続・贈与・売買がある場合は、登記原因証明情報に必ず記載してください。

3 委任状（作成例を参考にしてください）**4 94円切手貼付の返信用封筒**（定型封筒の場合）

※定型外の場合は140円切手を貼付してください。

5 住民票や戸籍謄本など住所の経緯がわかる書類（コピー可）

権利者の現住所が、全部事項証明書（登記簿謄本）の住所と相違する場合に提出をお願いします。登記簿謄本の住所から現住所までの経緯が分かる戸籍、住民票、戸籍の付票等をご用意ください。

以上の書類を企業局へ送付願います。

※手続には書類が企業局到着後、1～2週間程度かかります。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県企業局地域整備課
電話 054(221)2174 FAX 054(251)5381

相続等で申請者が全部事項証明書の権利者と相違し、同日登記を希望される場合は、下記の書類も併せて送付願います。権利者は相続後の所有者になります。

※ 相続等登記完了後の買戻特約登記の抹消を推奨します。

1 委任状（同日登記の作成例を参考にしてください）**2 新たに所有者となる方の住所が確認できる書類**（コピー可）

（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票など）

3 94円切手貼付の返信用封筒（定型封筒の場合）

・定型外の場合は140円切手を貼付してください。

4 遺産分割協議書

※相続人全員が実印を押印する必要があります。（コピー可）

法定相続で遺産分割協議書がない場合は、送付書にその旨をお書きください。

印鑑証明は不要です。

5 相続関係説明図